

学校法人東京医科大学ガバナンス・コードの適合状況について

学校法人東京医科大学

「学校法人東京医科大学ガバナンス・コード」は、日本私立大学協会が制定した「私立大学版ガバナンス・コード」を規範にし、本学における適切なガバナンスを確保するため、公共性と自主性を基本とし、また、実情に応じた自律的な取り組みとして、令和3年10月26日に制定したものです。

本学では毎年度終了後に、ガバナンス・コードの各項目における適合状況の点検を行い、今後のガバナンス向上に努めます。

また、適合状況を本学ホームページにおいて公表することにより、社会への説明責任を果たします。

<点検方法>

本ガバナンス・コードの適合状況については、PDCAの観点から各項目の内容を担当する部署が実施状況の調査を行い、その適合状況について、理事会に報告する方法で点検を行った。

<適合状況>

【点検基準日：令和4年5月1日】（○：適合、△：一部適合、×：不適合）

第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重

1-1 建学の精神	適合状況
(1) 建学の精神・理念・ミッション	○
(2) 建学の精神・理念・ミッションに基づく人材像	○
1-2 教育と研究の目的（私立大学の使命）	適合状況
(1) 建学の精神・理念に基づく教育目的等	○
(2) 中期的（5年以上10年以内）な計画の策定と現実に必要な取組について	○
(3) 私立大学の社会的責任等	○
適合状況について ・建学の精神、理念（校是）、ミッションについては、ホームページ、大学案内、要覧などを通じて、教職員または外部へ広く開示し、明確なメッセージとして共有している。 ・建学の精神、理念（校是）に基づく教育目的及び研究目的を定め、これらを実現するため、自ら点検・評価し、その結果を検証し改善することにより、教育研究水準の向上に努めている。 ・中長期計画を策定し、中長期計画推進委員会（外部有識者を含む）を中心としたPDCAサイクルを稼働させている。 ・運営基盤の強化のためガバナンス・入試改革を断行し、監督官庁にも必要な報告等を行	

い一定の評価を得ている。

・ダイバーシティ推進センターを設置し、組織的にダイバーシティの実現を目指している。

第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）

2-1 理事会	適合状況
(1)理事会の役割	○
2-2 理事	適合状況
(1)理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化	○
(2)学内理事の役割	○
(3)外部理事の役割	○
(4)理事への研修機会の提供と充実	○
2-3 監事	適合状況
(1)監事の責務（役割・職務範囲）について	○
(2)監事の選任	○
(3)監事監査基準	○
(4)監事業務を支援するための体制整備	○
(5)常勤監事の設置	○
2-4 評議員会	適合状況
(1)諮問機関としての役割	○
(2)評議員から意見を引き出す議事運営方法に努めます。	○
(3)評議員会は、本法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。	○
(4)評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をします。その際、事前に理事長は当該監事の資質や専門性について十分検討します。	○
2-5 評議員	適合状況
(1)評議員の選任	○
(2)評議員への研修機会の提供と充実	○
適合状況について ・理事会、評議員会は寄附行為及び諸規程に基づき適切に運営がなされている。また、監事は寄附行為及び監事監査規程に定められた職務を、適切に実施している。 ・理事、監事及び評議員の選任にあたっては、寄附行為及び諸規程に基づき適切に選出がなされている。 ・ガバナンス・コードに掲げる多くの項目は、不適切事象の再発防止（ガバナンス強化）として、確実に履行している。この結果、大学機関別認証の適合判定、経常費補助金の段階的な交付を受けている。	

・ガバナンス・コードを理解し法人運営の改善に取り組んでいる。また、私学法の改正を見据えたガバナンス強化の検討がなされている。

第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）

3-1 学長	適合状況
(1)学長の責務（役割・職務範囲）	○
(2)学長補佐体制（副学長の役割）	○
3-2 教授会・教授会代表者会議	適合状況
(1)教授会及び教授会代表者会議の役割（学長と教授会等の関係）	○
適合状況について <ul style="list-style-type: none"> ・学長任期到来に備え、学長選考のあり方に関する検討委員会設置と学長選出規程改正、学長選考委員会設置を行い、理事会で選考委員会報告を受けて学長予定者を選出した後、評議員会の意見聴取を経て再度の理事会で学長を決定した。 ・学長の責務、学長の補佐体制、教授会・教授会代表者会議については、諸規程によりその役割、職務範囲、学長と教授会等との関係が明記され適切に機能している。 ・学長の下で、学長を中心とした体制整備や内部質保証制度が確立し、PDCA が適切に機能している。2022年度は医学教育分野別認証評価の受審を予定している。 ・学長の事業方針等は、年度事業計画書、大学報等で周知に努めている。 	

第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）

4-1 学生に対して	適合状況
(1)学生の学びの基礎単位である学科等においても、4つの方針（ポリシー）を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。	○
4-2 教職員等に対して	適合状況
(1)教職協働	○
(2)ユニバーシティ・ディベロップメント：UD	○
4-3 社会に対して	適合状況
(1)認証評価及び自己点検・評価	○
(2)社会貢献・地域連携	○
4-4 危機管理及び法令遵守	適合状況
(1)危機管理のための体制整備	○
(2)法令遵守のための体制整備	○
適合状況について <ul style="list-style-type: none"> ・4つの方針（ポリシー）は、ホームページ等にて社会に広く公表し、共有している。 ・中長期計画推進、内部質保証制度が確立し、教職員が協働したPDCAが適切に機能している。 ・経営・人事企画室又はアドミッションセンターを中心としたUDが企画検討されている。 	

- ・大学職員としての資質向上や将来を担う職員育成目的のSDとして、階層別研修を実施しており、自己啓発・自己改革の意識を高めるとともに、業務改善に取り組む意識を高める機会となっている。
- ・中長期計画に基づき、行政などの保健医療関連部門や地域社会と連携し、知の還元や貢献活動を推進している。
- ・危機管理は各危機管理マニュアルにより体制が整えられている。
- ・法令遵守については、コンプライアンス講演会等を開催し周知・注意喚起等が図られている。また、教職員等からの通報・相談については、法令に則り内部通報窓口が設置されている。

第5章 透明性の確保（情報公開）

5-1 情報公開の充実	適合状況
(1) 法令上の情報公表	○
(2) 自主的な情報公開	○
(3) 情報公開の工夫等	○
適合状況について <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法等の法令に基づき、教育研究活動の情報をホームページ等で公表している。 ・Web サイトを中心に自主的に公表できる情報を発信し、常にステークホルダーが必要とする情報のリサーチを行い、見やすく分かりやすいページ構成を念頭におき、最新情報を発信している。 ・上記のホームページ、Web サイトのほか、大学案内や大学要覧、ポスター、チラシなどの紙媒体も継続的に展開し、社会の要請に応じている。 	

以上